

第2次環境基本計画令和4年度進捗状況について

No.	意見	意見に対する市の考え方
1	担当する課がランダムで記載されていますが、課ごとにまとめた方がいいのではないのでしょうか。	資料内の記載順は、環境基本計画内の環境施策の体系に合わせて記載しております。
2	堆肥センターでの普及の推進とありますが、情報などは何もありません。 農業に関しても、行政とJA他の団体などとの、連携した集まりが無いと思います。机上での資料、データづくりも大事ですが、現場あつてのものだと思います。	堆肥の利用促進については、それぞれの有機センターの所在する地区内の耕種農家に対し、堆肥の利用に関する案内(春・秋の堆肥散布及び夏季期間の試行利用(無料配布))し、堆肥を活用した土づくりへの取組を推進しているところです。 また、管内農業関係団体を構成員とする岩船農業振興協議会において情報共有を図るとともに水稲及び大豆については各生育ステージにおける営農情報の提供を行っており、今後も県、JA、土地改良区及び共済組合と連携を図り農業者への支援・指導を行ってまいります。
3	別紙1環境指標の一覧の1ページ目最後の項目「公害苦情件数(騒音、振動、悪臭)」の内訳を教えてください。	苦情の内訳でございますが、水質汚濁に関するものが1件、悪臭に関するものが3件、不法投棄に関するものが1件です。
4	別紙1環境指標の一覧の2ページ目上から6項目目の「認定農業者登録件数」について、減少が続いているようですが、原因を教えてください。	認定農業者については、新規登録の方はいるものの、それ以上に高齢のため更新を行わない方やお亡くなりになった方が多いため、ここ数年は減少が続いている状況です。
5	別紙2環境施策の評価一覧の7ページの下から9項目目(施策「5Rの推進による海洋ごみの発生抑制」の1項目目)、「河川及び海岸へのごみの不法投棄を撲滅することにより、本市内からのごみの排出と漂流を防止します。」について、取組み状況に不法投棄やごみが発生した時の対応処理が書かれていますが、本来の、未然対策の取組みがなされていないようです。A評価は妥当なのでしょうか。	委員のご指摘のとおり、「不法投棄の撲滅」という目的に対して、同施策の令和4年度取組み内容は対策として効果が薄いと思われます。 しかし、不法投棄の撲滅については4ページ上から4項目目から10項目目までにかけて記載してあります通り、施策「ごみの不法投棄の撲滅」をして、7項目の具体的な施策を設定し、取組を行っております。 そこで、今回に関しては取組み内容を追加資料別紙1の内容のとおり変更したうえで、評価としてはA評価のままとさせていただきたいと考えております。

<p>6</p>	<p>「環境施策進捗評価基準の見直しについて」</p> <p>A、B、C の 3 段階評価についてですが、令和 4 年度の取り組み状況において、取り組みが前年度までと変わらないような、いわゆる「現状維持の状態」であったと判断される施策については、どの評価に含まれるのでしょうか。</p> <p>「A」という評価は、「実施成果または実施内容が向上もしくは良好な状態で維持されている」との定義ですが、資料を見ますと、現状維持と思われるような取組内容のほとんどが、「A」という評価がなされているように思えます。</p> <p>これまでと比較し向上もしていないが、不十分で停滞しているかと言えばそうでもない。</p> <p>しかし、逆に良好な状態として維持されていて総合的に順調な取組みであるのか、と言われれば疑義を覚えます。</p> <p>それは、内容的にはこれまでと同じで継続した取組みと思えたり、これが精一杯の取組みかなというものも存在していたり、変りのない現状があるからだと思います。</p> <p>このようなことから、私の意見は、ABC の 3 段階の評価ではなく、「現状維持」の評価を加えて 4 段階としたらよいのでは、とのことです。</p> <p>最初に、「R4 評価」の欄を見たとき、すばらしいと思いましたが、取り組み状況を読みましたら、前述のとおり疑問を持ったものです。</p>	<p>環境施策の評価については、従来の評価基準では「評価が分かりづらい」などの意見も頂いていたことから、今年度評価基準の見直しを行いました。</p> <p>「現状維持の状態」である施策の評価の考え方については、別紙 3 裏面の(2)の「ii 取組実施水準の維持についての考え方の見直し」にて記載しております。</p> <p>従来の評価基準では、現状維持の状態(水準が維持された状態)の施策については、D 評価と評価してきました。しかし、現状維持の中には、「取組を継続してきた結果、現在の取組で良好な状態が維持されている」など良い意味での現状維持もあり、それらと不十分な取組みを同じ評価とすることに疑問が生じました。</p> <p>そこで今回の基準見直しにあたっては、順調であるものを A、順調でないものを B、未実施を C の 3 段階評価とし、現状維持の施策については、良好な状態が維持されている施策は A 評価、取組は行っているが不十分な状態が続いている施策は B 評価と分類することとしました。</p>
----------	--	--

## 村上市脱炭素計画（案）について

No.	意見	意見に対する市の考え方
1	<p>①温室効果ガス排出量の 2050 年度達成見通しは。</p> <p>②この計画の進捗管理と、住民への周知をどう進めていくのか。</p> <p>③脱炭素先行地域について、すでに関川村は指定を受けているとききましたが、村上市の対応は。</p> <p>④村上市胎内市沖洋上風力発電のその後の経過と、本計画での位置づけは。</p>	<p>①2050 年度の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成することは、現状のままでは達成困難であります。再エネの最大限活用、省エネの推進、森林吸収量の拡大を強力に進めることで、達成を目指したいと考えております。</p> <p>②計画の進捗管理については、本審議会及び環境基本計画等進捗管理委員会で毎年度進捗状況を報告し、ご意見を踏まえ適宜見直し等を行っていきたくと考えております。</p> <p>また、住民への周知については、HP 等で広く周知したいと考えております。</p> <p>③脱炭素先行地域に指定されることで、有利な交付金を受けることができますが、この交付金に限らず、現在脱炭素に関わる様々な補助事業が環境省などから実施されています。</p> <p>脱炭素先行地域に限らず、市の状況に即した補助金や民間活力などを積極的に取り入れ、財源を確保した上で事業の実施を推進していきたいと考えております。</p> <p>④村上市胎内市沖洋上風力発電事業については、12 月 13 日に本地域の事業者として、三井物産(株)、RWE Offshore Wind Japan 村上市胎内(株)、大阪瓦斯(株)を構成員とする「村上市胎内洋上風力コンソーシアム」が選定されました。</p> <p>洋上風力発電事業については、再エネ電力の地産地消が図られるものとして、計画の目標達成に寄与するものとして大いに期待しております。</p>